

妊娠の悩み相談広報強化事業実施要綱

第1 事業の目的

予期しない妊娠等に気づいた女性が、その葛藤等を相談しながら様々な選択肢や必要な支援につながるができる適切な相談窓口の広報周知を強化することにより、女性やこどもの権利が尊重される環境づくりを推進する。

第2 事業の実施主体

本事業の実施主体（以下「実施団体」という。）は民間事業者とする。

- (1) 実施団体は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人その他の法人格を有すること。
- (2) 実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、本事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。
- (3) 実施団体は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、申請者の役員等が暴力団員である団体若しくは暴力団員がその経営に実質的に関与している団体でないこと。

第3 事業の内容

(1) 相談情報サイトの運用保守

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、こども家庭庁が設置する「思いがけない妊娠の相談窓口サイト」（以下「窓口サイト」という。）の運用保守を行う。その際、以下①から⑥までの業務を行う。

① 以下のセキュリティ対策を講じる。

- ・運用サーバ（レンタルサーバ可。ただし本サイトの専用サーバとすること。）を設置し、管理（障害時の検知等体制及びセキュリティホール等対策を含む）する。クラウドサービスまたはレンタルサーバを利用する場合は、ISMAP登録サービスの利用を原則とし、非登録サービスはリスク評価に基づきこども家庭庁担当課（以下、担当課）と協議する。
- ・ファイアーウォールを設定する。
- ・アクセスログを監視する。
- ・個人情報保護のため、ウェブサイトの常時T L S化及びメールサーバ間の通信のT L S化を行う。
- ・情報改ざん・漏洩等の緊急時の対応体制等を整備する。
- ・OS・ミドルウェア・CMS・プラグイン等の脆弱性を定期的を確認し、必要なパッチ等を速やかに適用する。

- ・不正アクセスや悪意ある大量アクセスによる攻撃等の検知、通知及び防御を実施し、サイト全体の安全性を確保する。
- ・バックアップ・リストア手順の確保と定期的なバックアップの取得と復旧手順を整備し、年数回以上のリストアテストを実施する。
- ・不具合が発生又は発生するおそれがある場合は、速やかに担当課へ報告すると同時に迅速かつ適切な対応策を講じる。
- ・サイトのセキュリティ強化については、担当課の指示等に基づき、適切に対応策を講じる。
- ・各ページのドメインは、政府ドメイン (go.jp) を使用すること。

② サーバの性能監視・動作監視を適切に行い、システム障害等緊急時の連絡体制を整備する。

③ サイトの実施効果を、各ページのアクセス数、ログ分析その他の方法によって分析する。分析の内容及び頻度については担当課と協議して決定し、分析結果は担当課に報告する。

なお、相談窓口情報には個人情報が含まれないとしても、利用ログには IP アドレス等が含まれるため個人情報保護法に配慮し、保管期間、利用目的、廃棄方法を明示することが望ましい。

④ 情報セキュリティについては以下を遵守する。

(ア) 実施団体は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」及び「こども家庭庁情報セキュリティポリシー」を遵守し、本事業の実施における情報セキュリティ確保のための体制を整備する。

(イ) 実施団体は、発注者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置（提供時の状態の維持、閲覧者の限定等）を講じる。

(ウ) 実施団体は、本事業に関して提供された情報その他知り得た情報を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しない。

(エ) 実施団体は、本事業に関して提供された情報を、当該業務の終了時に返却するか、消去又は廃棄等により復元できない状態にし、その旨を書面で報告する。

(オ) 実施団体は、本事業に関して提供、貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしない。

(カ) 実施団体は、本事業の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、定期的に情報セキュリティ対策の実施状況、情報の秘密保持等に係る管理状況を報告する。

(キ) 実施団体は、本事業に係る情報セキュリティインシデントが発生したときは、速やかにこども家庭庁担当課に報告することとし、必要に応じて発注者の行う情報セキュリティ監査を受け入れる。

- ⑤ 窓口サイトについて、ホームページの情報や機能等について都道府県、市町村及び関係団体からの意見等を募集する。
- ⑥ 上記⑤で得られた意見等を踏まえた掲載情報や機能等に関する改善案を提案し、担当課と協議の上、ページの内容や構成、機能を修正する。

(2) 窓口サイトの広報周知

- ① 以下の手法により、予期しない妊娠等に気づいた女性及びその周囲の者に対する窓口サイトの広報周知を強化する。
 - ・ 窓口サイトの SEO 対策
 - ・ 窓口サイトの SNS 広告・インターネット広告の強化
 - ・ 窓口サイトを周知するカード、動画等の広報物の作成と頒布
 - ・ 予期しない妊娠等に気づいた女性の立ち寄り先（妊娠検査薬等を販売する薬局等）を通じた窓口周知
 - ・ その他の効果的と考えられる手法
- ② 以下の手法により、社会一般に対する窓口サイトの広報周知を強化する。
 - ・ 担当課との連携による街頭広告、新聞広告、インターネット広告、SNS 広告
 - ・ 担当課との連携による報道機関への協力依頼
 - ・ その他の効果的と考えられる手法

(3) 広報強化の効果検証に基づく広報戦略の検討

- ① 窓口サイトや各地の相談窓口につながった相談者の経路等に関する分析
 - ・ 窓口サイトのアクセス経路等を分析し、効果的な広報戦略を検討する。
 - ・ 各地の相談窓口につながった相談者の相談経路等を分析し、効果的な広報戦略を検討する。
- ② 窓口サイトや各地の相談窓口の相談件数等の変化に関する分析
 - ・ 上記(2)の広報周知の結果、窓口サイトへのアクセス数や各地の相談窓口への相談件数（年齢別・相談種別など）がどのように変化したのか等を分析し、広報戦略を検討する。

(4) 取組事例の収集と周知

- ① 広報周知や相談体制を強化した取組事例や相談窓口と市町村の連携が充実している事例を収集する。
- ② 各自治体の相談窓口及び自治体担当者などに対し、広報や体制の改善策や取組事例について情報提供を行う。

(5) 事業の引き継ぎ

- ① 実施団体に変更となる場合等においては、本事業を新たに実施することとなった

実施団体（以下「後任者」という。）への引き継ぎを、以下のとおり行うこととする。

ア 実施団体は後任者に対し、本実施要綱に記載されている業務に関し、後任者の事業開始日前までに書面により引継ぎを完了するものとする。

イ 引継期間は、後任者決定日から事業開始日前日までとする。

ウ 引継ぎに要する人件費等の経費は、実施団体及び後任者それぞれの負担とする。

エ 実施団体及び後任者は引継ぎを実施又は受けた旨の報告を、後任者の事業開始日までにこども家庭庁へ行うこと。

オ 実施団体は、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、後任者の事業開始日までに後任者に引き継ぐこと。

第4 留意事項

(1) 事業内容及び対象経費等

① 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。

② 令和8年度内で終了する事業であること。

③ 管理運営経費については、経常的な性質を有する経費は対象としないが、専ら対象事業を実施するために必要な部分に限り補助対象とすることができる。

④ 経費については、社会通念上相応の単価を用いることとし、事業内容に照らして適切な積算をすること。ただし、これにより難い相当の事由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を事業計画書に添付すること。

⑤ 対象事業について、他に国又は地方公共団体その他の団体等から補助を受ける場合にあっては、本事業にかかる経費から他の補助金等を控除した額を上限とすること。

⑥ 採択決定後において、こども家庭庁が指示する交付申請書や事業実績報告書等が期限内に提出されない場合は、採択の取消を行うこともあるので十分留意すること。

⑦ 事業に掛かる書類の作成、その他本補助金の交付条件に基づき必要とする一切の費用を負担すること。

⑧ 他に国又は地方公共団体その他の団体等から助成を受けている民間事業者にあっては、既に受けている助成による対象経費と本事業の費用助成による対象経費を区分経理して実施すること。

⑨ 次のいずれにも宣誓していること。

(ア) こども家庭庁が行う必要な報告の求め、関係書類等の提出指導、当該広域ネットワーク団体の関係者への質問又は立入検査等の検査に応じること。

(イ) 別に定める公募要綱の規程を遵守すること。

(2) 委託の取扱い

実施団体は、本事業の一部を第三者に委託することができる。実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。

また、実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な措置を講じること。

(3) 著作権の取扱い

- ① こども家庭庁は、事業期間中及び事業期間終了後において、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用できるものとする。
- ② 後任者は、事業期間終了後において、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用できるものとする。

(4) 機密保持等

- ① 実施団体は、本事業の実施過程でこども家庭庁職員が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ）及び実施団体が作成した等、本事業で知り得た情報を本事業の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならず、そのために適切な管理を行うため、次に掲げる体制を確保し、また、当該体制を確保していることを証明するため、入札説明書の別紙4様式2の1(2)、(4)を記載、提出すること。

(確保すべき体制)

- ・ 情報取扱者は、本事業の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
- ・ 実施団体が本事業で知り得た情報について、こども家庭庁担当課が承認した場合を除き、実施団体の役員等を含め、情報取扱者名簿に記載のある者以外の者に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- ・ 実施団体が本事業で知り得た情報について、こども家庭庁担当課が承認した場合を除き、実施団体の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の実施団体に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、実施団体以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

※ 実施団体は、入札説明書の別紙4様式2の1(2)(4)の記載事項に変更がある場合は、あらかじめこども家庭庁担当課に報告をすること。

- ② 個人情報の保護及びデータの機密を厳守する必要があることから、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守するとともに、プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC 27001 認証（国際規格）、JIS Q 27001 認証（日本産業規格）等を取得していること。
- ③ 実施団体は、本事業で知り得た情報について、事業担当部局が承認した場合を

除き、実施団体の役員等を含め、情報取扱者以外の者に伝達又は漏えいしてはならないこと。実施団体は、本事業で知り得た情報について、こども家庭庁担当課が承認した場合を除き、実施団体の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の実施団体に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、実施団体以外の者に伝達又は漏えいしてはならないこと。

- ④ 実施団体の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て実施団体が負担すること。
- ⑤ 実施団体は、こども家庭庁担当課から提供した又は指定した資料については、管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - ・ 複製はしないこと。
 - ・ 用務に必要ながなくなり次第、速やかに削除又はこども家庭庁に返却すること。
- ⑥ 本事業で作成したデータ等の履行完了後の取扱い（返却、削除等）については、こども家庭庁担当課の指示に従うこと。こども家庭庁担当課から廃棄の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄し、別紙様式1「妊娠の悩み相談広報強化事業に係るデータ等の利用後の廃棄について」をこども家庭庁に提出すること。
- ⑦ 上記については、本事業の終了後においても同様とする。

(5) 遵守事項

- ① 実施団体は、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準や、それらに関連する資料等の内容を遵守すること。
- ② こども家庭庁担当課へ提出する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。

(6) 業務に関する法規への対応

実施団体は、受託業務の実施において、民法、刑法、統計法、著作権法、不正アクセス禁止法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。

(7) 損害賠償請求等

- ① 実施団体が、個人情報の漏洩等、実施団体の責に帰する事由によりこども家庭庁に損害を与えた場合には、こども家庭庁は、契約解除等を行うとともに損害賠償請求を行うことができる。
- ② こども家庭庁は、実施団体の契約違反が判明した場合には、契約解除等を行うとともに損害賠償請求を行うことができる。

第5 実施主体における責務等

- (1) 実施主体は、事業の申請を行うに際して、実際に事業を行う事業担当者と本事業の経理担当者を明確にし、各担当者が法令等を遵守する旨を制約しなければならないこと。
- (2) 実施主体は、事業が採択された場合及び事業が完了した場合には、実施主体自らが事業の概要及び事業結果の概要を作成し、当該実施主体のホームページへの掲載等の方法により速やかに公表しなければならないこと。
- (3) 本事業に従事する者又は従事していた者は、個人情報管理を徹底すると共に、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

第6 事業の実施方法

国は本事業の実施にあたり、別に定めるところにより事業計画を公募し、有識者で構成される評価委員会において、書面等による審査を行い、採択事業及び基準額を決定する。

第7 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助する者とする。